

## 湯浅町放課後児童健全育成事業（田村放課後児童クラブ）運営業務委託プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

湯浅町（以下「町」という。）では、放課後児童健全育成事業の運営業務（以下「本業務」という。）を委託することにより、町の立場に立って、町が求める諸条件等を的確に運営に反映し、円滑に業務を遂行させるとともに、利用者サービスの向上等、効率的かつ適正な運営を実現することを目的とする。

本実施要領は、本業務を受託する事業者を選定するにあたり、価格のみではなく業務実績、専門性、企画力、創造性を勘案し、総合的に判断して最適な事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、参加要件、選定手続きその他必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

- (1) 委託業務名：湯浅町放課後児童健全育成事業（田村放課後児童クラブ）運営業務
- (2) 業務内容：別添「湯浅町放課後児童健全育成事業（田村放課後児童クラブ）運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり
- (3) 履行期間：令和8年9月1日から令和11年3月31日までとする。

また、契約締結の翌日から令和8年8月31日までの間を開設準備期間とし、支援員等の確保、統括体制の確立などを行う。ただし、準備期間中に発生した費用は本委託料の対象としない。

### 3 見積書の上限金額（3ヵ年）

	18,448,000円
(内訳)	
令和8年度	3,955,000円
令和9年度	7,086,000円
令和10年度	7,407,000円

なお、本事業に係る消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条に係る別表第2第7号ロの社会福祉法（昭和26年法律第45条）第2条（定義）に規定する社会福祉事業に該当することから非課税取引とする。

#### 4 業務委託料の算定方法

各年度の業務委託料は、放課後児童健全育成事業の交付金算出に係る「子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和8年こ成事第174号）第4条の算定方法により算出された額（県・町負担分含む）に次に定める料（額）を加算等して得た合計額を業務委託料とする。

なお、年度途中において児童数の変動等があった場合は、年度末に精算する。

##### ① 通年利用料（一人）

(a) 1か月利用料	5,000円/月
(b) 学年始休業日加算	1,000円/期間
(c) 夏季休業日加算	4,000円/期間
(d) 冬季休業日加算	1,000円/期間
(e) 学年末休業日加算	1,000円/期間

##### ② 長期休業日のみ利用料（一人）

(a) 学年始休業日	3,000円/期間
(b) 夏季休業日	9,000円/期間
(c) 冬季休業日	6,000円/期間
(d) 学年末休業日	3,000円/期間

##### ③ 短期利用料（一人）

(a) 半日利用	500円/日
(b) 一日利用	1,000円/日

※短期利用料については、①通年利用料の額を上限とする。

##### ④ その他

委託者の要請又は受託者の都合等により開所日等に変更がある場合は、協議により増減額を決定する。

#### 5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 放課後児童健全育成事業運営に関する知識、経験及び信用を有すること。
- (2) 過去に放課後児童健全育成事業について受託した実績を有しており、現在も稼働中であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）の要件に該当しない者であること。
- (4) 町の競争入札等に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再

生手続開始の申立てがされていない者であること。

- (6) 破産法に基づく破産手続開始の申立てがされていない者であること。
- (7) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、町が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱（平成22年湯浅町告示第75条）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

## 6 スケジュール（予定）

- (1) 公募の開始 令和8年 5月 1日（金）
- (2) 参加申込書提出 令和8年 5月15日（金） 17時まで
- (3) 質問受付 令和8年 5月22日（金） 17時まで
- (4) 企画提案書提出 令和8年 6月 5日（金） 17時まで
- (5) 企画提案評価会 令和8年 7月初旬  
（プレゼンテーション及びヒアリング）
- (6) 選考結果の通知 令和8年 7月中旬
- (7) 事業開始 令和8年 9月 1日（火）

## 7 プロポーザル参加申込書の作成及び提出

### (1) 提出書類

参加申込書を提出し、本プロポーザルに参加する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

	法人	個人	必要部数
①参加申込書（様式1）	○	○	1部
②事業者概要書（様式2）	○	○	1部
③事業者の業務実績（様式3）	○	○	1部
④事業税及び法人税の納税証明書	○		1部
⑤事業税及び所得税の納税証明書 ※事業税及び所得税が非課税の場合は、非課税証明書又は代表者の市町村税の完納証明書		○	1部

(2) 提出期限：令和8年5月15日（金） 17時まで（必着）

(3) 提出方法：持参又は郵送（簡易書留に限る）により提出すること。

持参の場合は、平日9時00分から17時00分の受付とする。

郵送の場合は、必ず送付の旨の連絡を教育委員会幼児教育係へ行うこと。

- (4) 提出場所：湯浅町教育委員会幼児教育係  
〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木668番地1  
TEL：0737-63-1111（直通）  
E-mail：jidou@town.yuasa.lg.jp

## 8 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限：令和8年5月22日（金） 17時まで（必着）  
(2) 質問方法：質問書（様式4）を電子メールで提出すること。  
上記以外で提出された質問は受け付けない。  
(3) 質問先：上記7(4)に同じ  
(4) 回答方法：令和8年5月29日（金）までに、参加資格を満たした参加者全てに対し、電子メールで回答する。

## 9 企画提案書の提出

- (1) 提出書類  
ア 企画提案書（様式5及び任意様式（A4版、左綴、両面20ページ以内））  
※仕様書に掲げる業務内容を各評価基準に沿って提案をまとめて提出すること。  
イ スケジュール（任意様式（A4版、左綴、両面2ページ以内））  
ウ 放課後児童健全育成事業又は類似事業の契約を履行した実績を有することを証する書類（様式3）  
※契約書（鑑）の写し、仕様書の写し等を添付すること。  
エ 参考見積書（様式6）及び内訳書（様式7）  
※見積りは、別紙「想定児童数一覧」記載の想定児童数等に基づき見積もること。なお、想定児童数は、実際の児童数等を保証するものではない。  
(2) 提出部数：7部（原本1部、副本6部）  
(3) 提出期限：令和8年6月5日（金） 17時まで（必着）  
(4) 提出方法：上記7(3)に同じ。  
(5) 提出場所：上記7(4)に同じ。  
(6) 提出制限：企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。

## 10 失格事項

本プロポーザル提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの  
(2) 提出書類の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの

- (3) 企画提案評価会に出席しなかったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの

#### 1 1 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の提出書類の作成に要する費用については、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。追加資料の提出及び企画提案書への加筆も不可とする。
- (4) 本事業の取組状況や成果については、町のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (5) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、事由発生後速やかに文書で町に通知すること。
- (6) 仕様書は、本プロポーザルの公告の時点における本業務に対する町の考えをまとめたものであり、契約締結前に町と受託候補者の双方が協議の上、内容を確認し変更できるものとする。

#### 1 2 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおり行い、最優秀提案者を決定し、その者を当契約の受託候補者とする。

- (1) 企画提案評価会（プレゼンテーション及びヒアリング）

あらかじめ設定する評価者による企画提案評価会を開き、参加者から提出された書類、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて下記評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。
- (2) 開催日時及び場所等
  - ア 開催日時：令和8年7月初旬
  - イ 開催場所：未定

※正式な日程・場所の詳細については、別途通知する。
- (3) 説明者及び出席者

出席者は3名以内とする。
- (4) 実施内容
  - ア プレゼンテーションについては、提案説明を、20分以内で行うこと。その後、質疑応答（ヒアリングを含む）を20分以内で行うこととする。

イ 提案説明は、基本的に提出済みの提案関係書を基に行うこととし、その内容を逸脱しないこととする。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。

エ プロジェクターなどプレゼンテーションに必要な機材は参加者が用意すること。

(5) 評価結果の通知

評価結果を、プロポーザル評価結果通知書（令和8年7月中旬送付予定）により通知する。なお、町ホームページ上で受託候補者のみ公表する。

(6) 評価についての注意事項

ア 出席委員の採点合計が最上位の事業者を受託候補者として決定する。

イ 最高得点の者が複数となった場合は、下記13 評価基準及び配点 評価項目 (3)管理運営の採点合計が最上位の事業者を受託候補者として決定する。

ウ 受託候補者が辞退を申し出た場合や失格事項に該当した場合は、次順位提案者を受託候補者とする。

エ 本事業募集に参加した事業者が1者であっても企画提案の評価を実施し、13 評価基準及び配点 企画提案の評価における配点の採点合計が60%以上の場合は、受託候補者を特定することができる。

### 1 3 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

#### 企画提案の評価における配点

評価項目	評価内容	配点
(1)経営方針	①会社の経営理念、管理責任者がその役割を理解しているか	10点
(2)運営実績	①業務の受託実績（受託年数・受託クラブ数）	20点
(3)管理運営	①放課後児童健全育成事業運営の安定したサービス水準及び実施方針	100点
	②事故発生時の対応、予防の体制、苦情処理	
	③支援員の教育及び研修体制	
	④支援員の安定的な確保及び選考方法、配置計画	
	⑤支援員の給与及び福利厚生	
	⑥個人情報の保護及び職務上知りえた秘密の漏洩防止に関する考え方	
	⑦法令順守の考え方	
(4)実施体制	①契約締結後から委託業務開始までの流れ	60点
	②保護者との連携、交流の取り組み	
	③学校、地域との連携の取り組み	
(5)特筆すべき事項	①事業者と支援員とのコミュニケーション	50点
	②その他特筆すべき提案	
(6)参考見積書	①見積価格がどの程度低く設定されているか	10点
合計		250点

### 1 4 応募先及び問合せ先

湯浅町教育委員会幼児教育係

〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木668番地1

TEL：0737-63-1111（直通）

E-mail：jidou@town.yuasa.lg.jp

(別紙)

想定児童数一覧表

名称	令和8年度		令和9年度		令和10年度	
田村放課後児童クラブ	1支援	13人	1支援	13人	1支援	12人